

## **KPMG**

Assignment scheme and Personal Income tax in Poland

(ポーランドでの駐在員給与支払ス

キームと個人所得税)

March, 2023





## **Agenda**

1 駐在スキームに関する前提

重要な概念(1)(税務上の)居住者

**02** 重要な概念(2) 申告・納税方法 重要な概念(3) 個人所得税額の計算

**03** ケーススタディ

04 参考資料

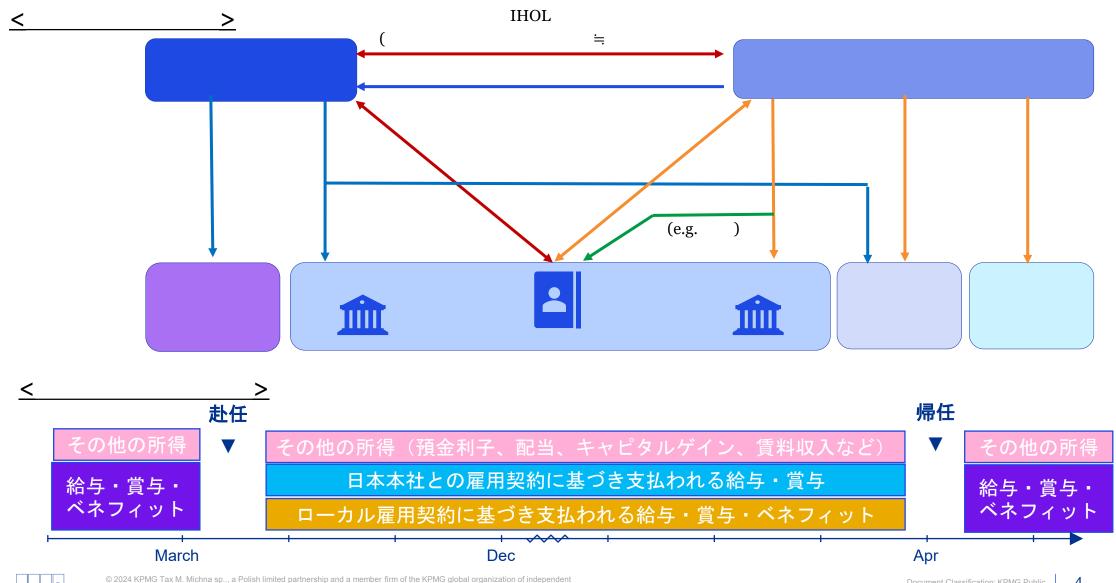
- 現地雇用契約 vs 日本本社との雇用契約
- 社会保険料
- 主な所得控除、税額控除
- 特定の要件を満たす場合の優遇措置
- 適格団体への所得税の1.5%の分配
- 従業員ベネフィット
- 賃貸収入への課税



## 01

## 駐在スキームに 関する前提

Descriptions in this presentation may not be technically precise and accurate, because this presentation is prepared for high level understanding on Polish personal tax regulation for audiences with less tax background. Further more, we are focusing on presenting good implications for management of Polish subsidiary on an assignment scheme in the following slide which is generally taken by Japanese companies.





02重要な概念

## 重要な概念(1)\_(税務上の)居住者-誰のどのような所得が課税の対象になるのか?

ポーランド(税務上の)居住者

ポーランド(税務上の)非居住者

主な条件

年内183日以上ポーランドに滞在

OR

ポーランドとの人的、経済的な結びつきが強い

「ポーランド源泉所得」とは: ポーランドでの活動により創出され る所得

ポーランドで課税される 所得

ポーランド居住者である期間の全世界所得

ポーランドで業務に従事した期間のポーランド 源泉所得

租税条約の適用/二重課税の排除

日本で課税されている赴任の年の赴任前の期間 に受領した所得、帰任の年の帰任後に受領する 所得はポーランド個人所得税の対象外

#### 短期滞在者免除

- 年内183日未満のポーランド滞在
- ポーランド拠点あるいはPEから支払われている給与 等がない
- 滞在者の給与等が日本本社から現地拠点に請求されていない。

# 主要な概念(2)\_申告 • 納税方法 -いつどのように支払うのか?-

	源泉所得税	所得税前払い	年次所得税申告
対象となる所得	現地契約により支払われる給与等	日本本社との契約により支払われ れる給与等	すべての所得 (ポーランド居住者 の場合は、全世界所得)
支払義務者	ポーランドの雇用主	個人(被雇用者)	個人
期限	給与等が支払われた月の翌月20日	給与等を受領した月の翌月20日 (1月~11月に受領した給与等について前払いを実施する。) 12月受領分については、年次所得税申告に含める。	税務年度(暦年)の翌年4月末
税率	累進税率 - 12% および 32%	通常は12%、任意に32%を適用することも可能	累進税率-12% および32% (所得のPLN100万超の部分には 32%に加え4%の連帯課金)
社会保険料	対象となる。源泉所得税とともに計算し納付が必要	対象とならない	-



\*ポーランド滞在日数が183日を超える場合に、滞在日数が1か月を超えた時点から所得税前払いの対象となるルールであるが、実務上は、長期赴任者(=駐在員)は、赴任後すぐに実施すべきである。結果的に何日滞在するか分からず短期滞在者免除の取れる可能性のある派遣者は、183日を超えた時点で、速やかに派遣開始時点まで遡って計算を行い前払いを行う。この場合、遅延利息は支払い不要である。

## 重要な概念(3)\_個人所得税額の計算 -いくら払う必要があるのか?-

### ① 雇用者所得

- 給与・賞与
- ベネフィット
  - ✓ 住居
  - ✓ 学校費用
  - ✓ 社用車, etc.

#### **③税率**

課税ベース	税率
-30,000	0%
-120,000	12%
-1,000,000	32%
1,000,000-	32+4%





①雇用所得 - ②各種所得控除 =課税ベース

課税ベース \* ③税率 - ④税額控 除

=税額





#### ②所得控除

- ポーランド、EUの社会保険料
- 寄付
- インターネット控除
- 適格者に対する優遇措置,など

#### 4 税額控除

• 子女税額控除

	税額控除(年 額、PLN)
第2子まで	1,112.04
第3子	2,000.04
第4子以上	2,700.00

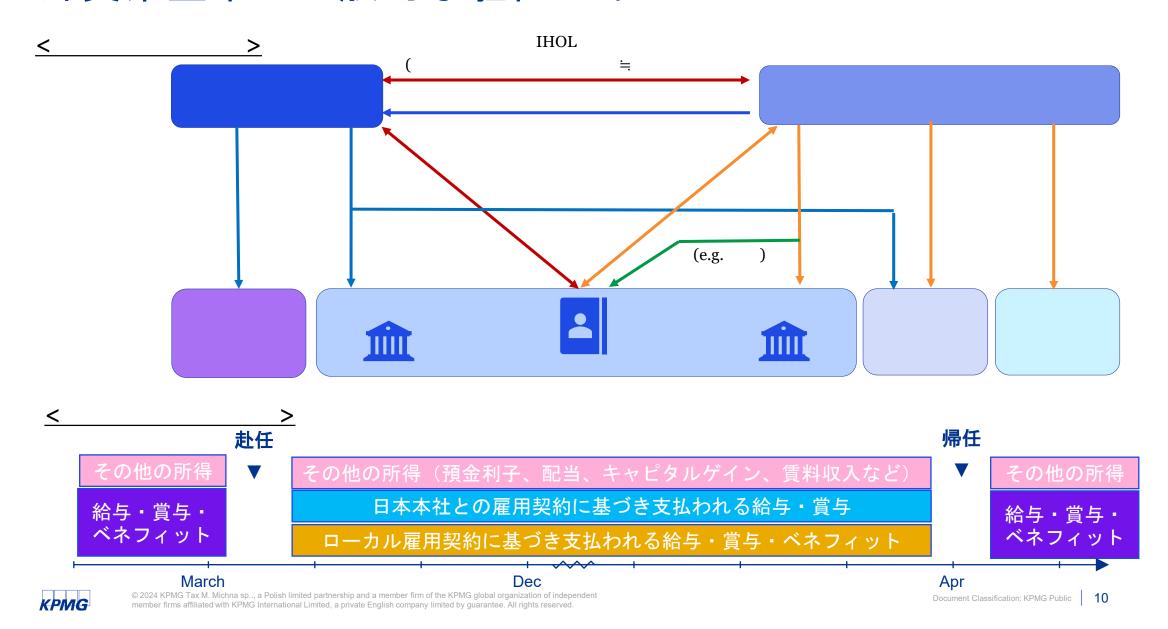
#### その他の所得に対する課税:

- 受動的所得(預金利息、配当、キャピタルゲインなど): 一律19% のフラット税率
- 賃貸収入(スライド44を参照)



03

ケーススタディ



### ケーススタディ(1)

2022年1月

赴任: 2022年4月

年内滞在日数:275日

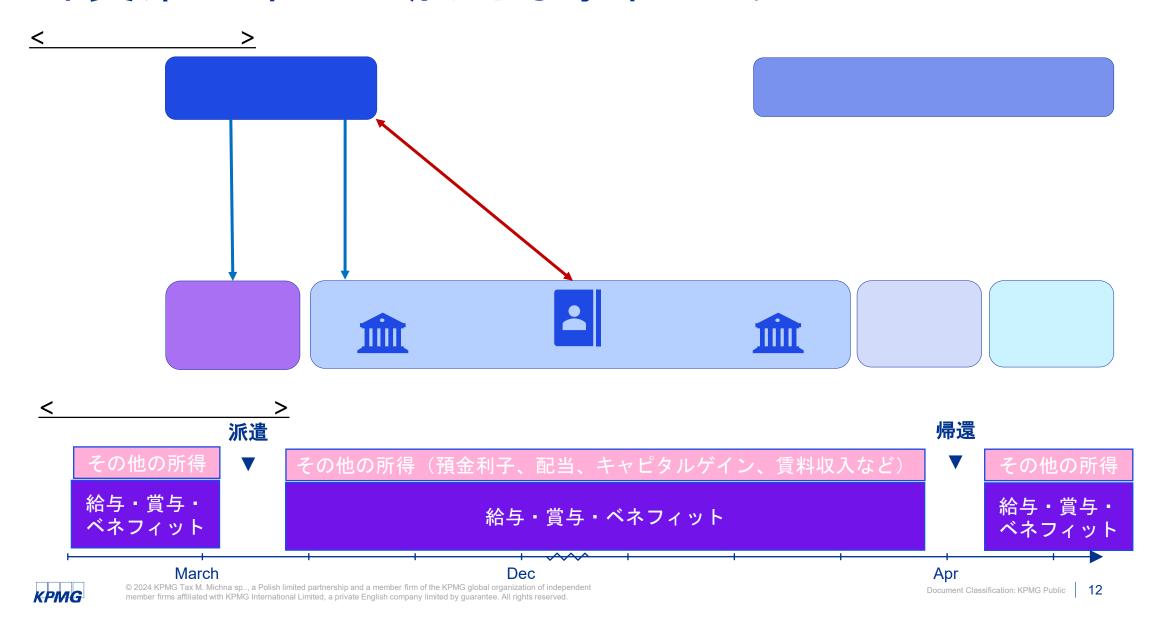
2023年1月

2) 給与・賞与・ ベネフィット (日本)

4)日本払いの 給与・賞与

5) ポーランド払いの給与・賞 与・ベネフィット

2) 日本払いの給与・賞与 5) 給与•賞与• ベネフィット (日本) 3) ポーランド払いの給与・賞 与・ベネフィット 2026年 帰任: 1月 2025年3月 2025年1月 年内滞在日数 90日 1-2



## Case study(2)

2-1

派遣:2022年8月

年内滞在日数 153日

- 日本の居住者証明書
- 派遣者コストの請求無/ポーラン ドPEからの支払い無

2023年1月

- 2) 給与・賞与・ベネフィット (日本)

2-2

#### 2023年7月

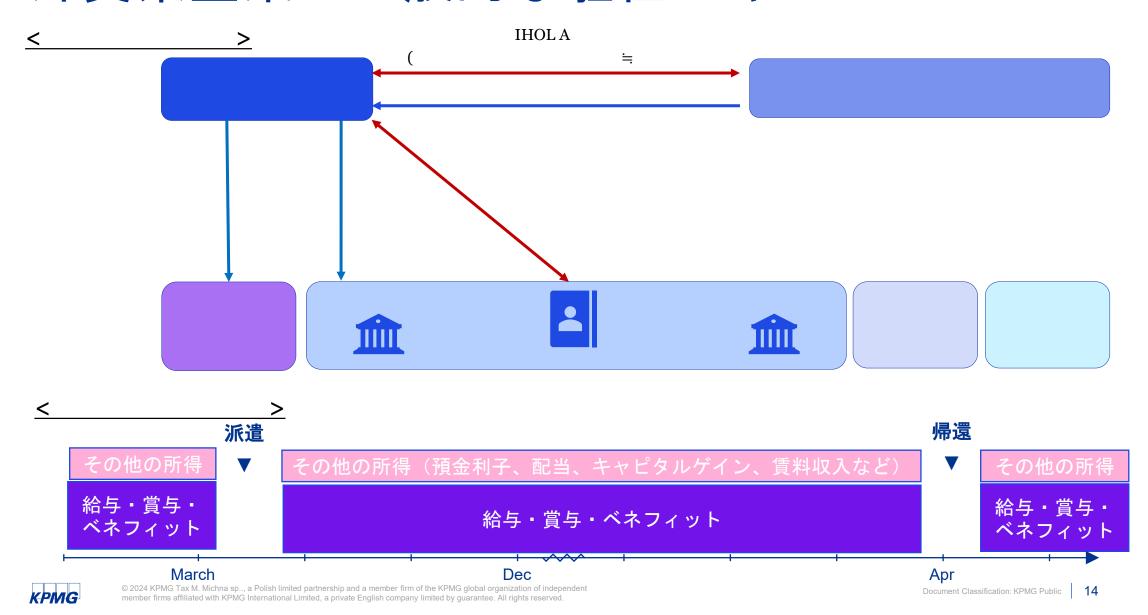
年内滞在日数 184日

- 日本の居住者証明書
- 派遣者コストの請求無/ポーラン ドPEからの支払い無

2024年1月

2)給与・賞与・ベネフィット (日本)





## Case study(2)

3-1

派遣:2023年1月

年内滞在日数 212日

- 日本の居住者証明書
- 派遣者コストの請求有

2023年8月



2) 給与・賞与・ベネフィット (日本)



#### 2024年1月

年内滞在日数 90日

- 日本の居住者証明書
- ・ 派遣者コストの請求有

2024年4月

2)給与・賞与・ベネフィット (日本)

